

遵守事項

出店申し込みについて

- 1 おまつり村の趣旨を理解した上で申し込みいただきます。
- 2 出店申し込みの期限は9月22日（木）必着とします。ただし、先着順で定員になり次第受付を終了いたしますのであらかじめご了承ください。
- 3 出店料は、現金払いの場合は、出店者説明会のときにも集金させていただきます。振込みの場合は、9月29日（木）までに下記の口座にお振込み下さい。
- 4 出店料振込先
伊予銀行大洲支店 普通預金 1196388 （一社）大洲青年会議所 理事長 石田 脩平
- 5 出店料の支払いの確認ができなければ出店はできないものとします。
- 6 “テントや机等の備品数の変更は9月29日（木）までとさせていただきます。以後の変更は一切受け付けませんのでご了承ください。”
- 7 【注】悪天候による中止の場合、またコロナ陽性による出店の取りやめの場合、出店料(保証金を除く)の払い戻しは行いません。

おまつり村 当日について

- 8 会場内は原則駐車禁止とさせていただきます。指定の駐車スペースをご利用ください。
- 9 午前9：00以降は、お帰りの場合を除いて、原則として車両通行禁止といたします。
- 10 緑地公園の芝生内への車両の進入は禁止いたします。準備のために車両を利用される方は、外周道路を使って搬入してください。
- 11 ゴミは原則として各出店者が責任を持ってお持ち帰りください。
(食べ物の汁等を会場内外に捨てないでください。)
- 12 ゴミを置いて帰られる場合は、実行委員会が用意する指定ごみ袋をご利用いただきます。
(燃えるゴミ用・燃えないゴミ用、各1枚100円) 自店舗のテント内に置いて帰ってください。
- 13 午後16：00より後片付けを行いますので会場周辺の清掃にご協力ください。
- 14 レンタルのテント・机・イスは丁寧にご使用ください。催事終了後は、机・イスの汚れを落とし、折りたたんだ状態でテント内に置いておいてください。
- 15 電気を使用される方は使用料4,000円(100V用コンセント1個が2口)になります。
コンセント2口の消費電力は最大約1,300Wです。それ以上又は多くの起動電力を必要とする電気器具(動き始めに消費電力の多いモーターなど)は使用できません。
- 16 火器類を使用される方は、必ず当日消火器を持参し、設置して下さい。法律で義務化されたことなので用意されていない方は出店を断らせて頂きます。当日は消防署の方が見回りしております。
- 17 飲食物を提供する出店者の方は、三方幕をこちらでご用意しますので、各自で設置・撤去(催事終了後、汚れを落とし折りたたんだ状態でテント内に置いておいてください)をお願いします。保健所よりご指導を受けておりますので、必ず設置・撤去して下さい。
- 18 飲食物を提供する出店者の方は、各自で賠償責任保険(生産物保険)のご加入をお願いいたします。出店者の方の責任により生じた賠償責任に関しましては、一切責任を負いませんので、ご了承ください。

保証金について

- 19 貸机・貸イスを紛失あるいは破損した場合には、すみやかに実費を弁償いただきます
(机1個 6,000円、イス1脚 3,500円、保証金を充当)
- 20 ※お帰りの際は、必ずおまつり村実行委員会によるテント・机・イス・ゴミのチェックを受けてください。チェックを終えられてから保証金を直接お返しいたします。チェックを受けずに帰られた場合は来年からの出店をお断りさせていただきますのでご注意ください。
- 21 参加者としての一般的なモラルに反した場合(ゴミの不正投棄、他の出店者への妨害等)来年度以降の出店をご遠慮いただきます。

以上のことを遵守いただき、今年も一緒に楽しいおまつり村をつくりあげましょう。